

平成29-30年度公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム事業 実施要綱

1 趣 旨

一般財団法人地域創造（以下「地域創造」という。）は、地域における芸術活動を担う人材の育成および環境づくりに寄与し、あわせて創造性豊かな地域づくりに資することを目的とし、都道府県等との共催により、公共ホール等を拠点とした、クラシック音楽の演奏家（以下「演奏家」という。）による地域交流プログラムに関する事業を実施する。

2 対象団体

対象団体は都道府県等とする。

※「都道府県等」とは、次の団体をいう。

- ① 都道府県
- ② 地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき指定管理者として指定を受け、都道府県の設置する公の施設の管理を行う法人その他の団体
- ③ 地域における文化・芸術活動の振興に資することを目的として設立された公益財団法人等（②を除く）のうち、都道府県が資本金、基本金その他これらに準ずるものを出資している法人で地域創造が特に認めるもの

3 実施都道府県の決定

地域創造は、上記対象団体から提出された「公共ホール音楽活性化アウトリーチフォーラム事業申込書」（別記様式（1））等をもとに審査し、当該事業を実施する都道府県等（以下、「実施都道府県」という。）を決定の上、当該団体に対して速やかに通知する。

4 事業内容

実施都道府県は、次の事業を2か年で実施することとし、各年度の事業実施スケジュールは、地域創造と協議して定めるものとする。

（1） 研修事業

① 研修プログラムⅠ（シンポジウム、セミナー等）

実施都道府県は、都道府県内の公共ホール職員、文化行政担当者および教育関係者等を対象として、アウトリーチや文化・芸術による地域づくりに関するシンポジウム、セミナー等を開催する（原則として1回）。

② 研修プログラムⅡ（全体研修会）

実施都道府県は、上記研修終了後、管内から市町村公演事業を実施する市町村等（以下、「実施市町村」という。）を4ないし6団体、募集・選定の上、実施市町村に対して市町村公演事業の実施に必要な実践的ノウハウを取得するための研修会を開催する（原則として1回）。

③ アウトリーチ研修

実施都道府県は地域創造と協力して、実施都道府県の職員および演奏家を対象として、アウトリーチによる地域交流に関する手法開発研修を実施する（原則として1回、6～7日）。

（2） 市町村公演事業

実施市町村は、原則として、4日間の連続した日程で次の事業を実施する。

① 地域交流プログラム

学校や福祉施設等でのアウトリーチ（ミニコンサート）等、地域との交流を図る事業を、原則として6回（1日につき2回）実施する。

② コンサート

公共ホール等においてクラシック音楽のコンサートを実施する（原則として1回）。

なお、コンサートは有料公演とし、入場料収入は実施市町村に帰属するものとする。

(3) 総括公演プログラム事業（ガラコンサート）

実施都道府県は、総括的公演（ガラコンサート）を実施する（原則として1回）。

なお、ガラコンサートは有料公演とし、入場料収入は実施都道府県に帰属するものとする。

5 経費負担

事業実施に伴う下記の経費については、地域創造が負担する。

下記以外の経費及び実施都道府県又は実施市町村が前項に定める内容を超えて事業を行った場合に発生した超過分については、実施都道府県又は実施市町村の負担とする。

(1) 演奏家派遣経費

事業参加に係る報酬（出演料、謝金等を含む）、派遣に係る交通費（現地移動費を除く）、宿泊費、日当、楽器運搬費（現地運搬費を除く）、損害保険料

(2) 研修事業・総括公演プログラム事業（ガラコンサート）負担金

実施都道府県が支出した研修事業及び総括公演プログラム事業（ガラコンサート）実施に係る経費（(3)の経費を除く）のうち、別紙対象経費について、事業実施年度の2年間で50万円を限度として負担する。

(3) アウトリーチ研修経費

実施都道府県が支出したアウトリーチ研修実施に係る経費のうち、ピアノ調律費及び現地楽器運搬費について負担する。

(4) 市町村公演事業負担金

実施市町村が支出した公演事業実施に係る経費のうち、ピアノ調律費について、1団体につき15万円を限度として負担する。また、ピアノ調律費を除く経費のうち、別紙対象経費について、1団体につき5万円を限度として負担する。

6 事業実施に対する支援

(1) チーフコーディネーターの派遣

地域創造は、事業計画の策定・実施にあたり実施都道府県担当者のコーディネート能力の向上を図るため、また地域におけるアウトリーチ手法のノウハウ蓄積のため、地域の芸術活動に詳しい専門家をチーフコーディネーターとして派遣する。

(2) コーディネーターの派遣

地域創造は、実践的なノウハウを習得する機会を提供するとともに事業の円滑な運営を図るために、企画制作の経験が豊富な専門家をコーディネーターとして、現地における事業打合せ及び実施時に

派遣する。

(3) 講師の派遣

地域創造は、実践的なノウハウを提供できる企画制作の経験が豊富な講師等を、研修プログラムの実施時に派遣する。

7 提出書類等

(1) 事業申込書 …別記様式(1-1)(1-2)

平成29-30度に本事業の実施を希望する都道府県等は、実施予定会場等のパンフレット等を添えて、平成28年8月31日(水)までに当該書類を提出すること。

なお、2②及び③に該当する団体が申請をする場合には、施設設置者または出資者である地方公共団体の長の副申を受けること。

(2) 実施計画書、事業収支予算の内訳、市町村公演事業収支予算の内訳…別記様式(2-1)(2-2)(2-3)

各年度の事業実施2ヶ月前までに企画内容を決定し、当該書類を提出すること。

(様式(2-3)は市町村公演事業実施年度のみ提出)

(3) 実績報告書、事業収支内訳(実績)、市町村公演事業収支内訳(実績)市町村公演事業実績報告書
…別記様式(3-1)(3-2)(3-3)(3-4)

各年度の事業終了後30日以内に、別途指示する関係書類を添えて提出すること。

(様式(3-3)及び(3-4)は市町村公演事業実施年度のみ提出)

(市町村公演事業実績報告書(様式(3-4))は各実施団体分を提出)

(4) 研修事業・総括公演プログラム事業負担金請求書、市町村公演事業負担金請求書
…別記様式(4-1)(4-2)

該当する経費がある場合は、各年度の事業終了後の30日以内に、別途指定する関係書類を添えて提出すること。

(5) 変更承認申請書 …別記様式(5)

共催決定通知を受けた後に申込み内容に重大な変更が生じた場合は、ただちに当該書類を提出すること。なお、変更の内容によっては事業の決定を取り消す場合がある。

8 その他

(1) 派遣演奏家の選定

地域創造は、新進演奏家によるアンサンブル3組程度を選定する。

アンサンブルのジャンルについては①弦楽四重奏②ピアノトリオ③管楽器アンサンブル(木管五重奏、金管五重奏、サクソフォン四重奏など)を基本とする。

(2) 共催・制作協力に関する表示

① 共催の表示

実施都道府県及び実施市町村は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物等に、地域創造が共催している旨を表示すること。

(表示例) 共催：一般財団法人地域創造

共催：(一財)地域創造

② 制作協力の表示

実施都道府県及び実施市町村は、事業実施会場及び事業実施に際して作成される印刷物等に、一般社団法人日本クラシック音楽事業協会が制作協力している旨を表示すること。

(表示例) 制作協力：一般社団法人日本クラシック音楽事業協会

制作協力：(一社)日本クラシック音楽事業協会

(3) 損害賠償の免責

事業実施に伴い発生した損害賠償等の責任について、地域創造は責めを負わないものとする。

(4) 関係書類の提出

地域創造は、この要綱に定めのある書類のほか、実施都道府県の決定、又は、負担金の支払い等の審査に当たって必要な書類の提出を求めることができる。

(5) 情報提供

地域創造が、全国の地方公共団体に対して行う事業に関する情報提供等のため、資料提供を求めた場合や現地調査を行う場合は、実施都道府県及び実施市町村は協力するものとする。

(6) その他

事務手続き及びスケジュール等その他細目について必要がある場合は別途定める。

また、事業の実施に関し、疑義が生じたときには、地域創造、実施都道府県及び実施市町村が協議して決定する。

「5 経費負担」 対象経費一覧

(2) 研修事業・総括公演プログラム事業（ガラコンサート）負担金

項 目	内 容
音楽・文芸費	ピアノ調律費、楽譜・楽器借料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場整理等人件費、会場借上料など
旅費交通費、諸謝金	アウトリーチ研修実施事業視察旅費、事業打合せ等旅費
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費
消耗品費	事業に係る消耗品費
その他	その他事業の企画・制作に要する経費

(4) 市町村公演事業負担金

項 目	内 容
音楽・文芸費	楽譜・楽器借料、作曲・編曲等謝金、著作権使用料など
舞台・会場費	舞台人件費、照明・音響費、楽器運搬費、会場整理等人件費など
旅費交通費、諸謝金	事業打合せ等旅費
印刷製本費	チラシ・ポスター・プログラム・入場券等印刷費
消耗品費	アウトリーチ・コンサートに係る消耗品費
その他	その他事業の企画・制作に要する経費

参考 事業日程イメージ

実施年度	実施都道府県	実施市町村
平成 29 年度	<p>(1) 研修事業</p> <p>○市町村等での公演事業活動調査</p> <p>① 研修プログラム I (シンポジウム、セミナー等) (原則として1回)</p> <p>○公演事業実施市町村の募集・決定</p>	<p>○シンポジウム・セミナー等への参加</p> <p>・シンポジウム・セミナー等は、実施市町村に限らず、広く県内の公共ホール職員等が参加</p>
平成 30 年度	<p>② 研修プログラム II (全体研修会) (原則として1回)</p> <p>③ アウトリーチ研修 (原則として1回、6～7日)</p> <p>(3) 総括公演プログラム事業 (ガラコンサート) (原則として1回)</p>	<p>○全体研修会への参加</p> <p>○現地における事業打合せの実施 (公演内容の決定)</p> <p>(2) 市町村公演事業</p> <p>① 地域交流プログラム (原則として6回。ただし1日につき2回実施すること)</p> <p>② コンサート (原則として1回)</p>